

期末・勤勉手当の支給額のイメージ

1 期末手当額 6月と12月の2回支給されます。

期末手当支給額 = 期末手当基礎額（月額報酬額）×期別支給割合（支給月数）×在職期間別割合

- ・支給月数は常勤職員と同じ**1.200**月（令和6年度12月17日時点）
- ・在職期間別割合は在職期間、除算期間（休職・停職等）に応じて変化します。
- ・在職期間は6月支給期においては前年12月2日～6月1日、12月支給期においては6月2日～12月1日の期間で判定されます。

前年度都の職員として勤務しておらず、新規で採用された場合で除算期間がない場合の金額のイメージ
（令和6年度12月17日時点の例）

6月期末手当額 = 196,500円 × 1.200 × 0.50 = **117,900円**

12月期末手当額 = 196,500円 × 1.200 × 1.00 = **235,800円**

※初年度のみ6月期末手当の在職期間別割合が**0.50**ですが、次年度以降も採用される場合は基本的に**1.00**になります。

2 勤勉手当額 6月と12月の2回支給されます。

勤勉手当支給額 = 勤勉手当基礎額（月額報酬額）×期間率×成績率（支給月数）

- ・成績率は**1.125**（令和6年度12月17日時点）（勤務成績に応じます。）
- ・期間率は在職期間、除算期間（休職・停職等）に応じて変化します。
- ・期間率は6月支給期においては前年12月2日～6月1日、12月支給期においては6月2日～12月1日の期間で判定されます。

前年度都の職員として勤務しておらず、新規で採用された場合で除算期間がない場合の金額のイメージ
（令和6年度12月17日時点の例）

6月勤勉手当額 = 196,500円 × 0.40 × 1.125 = **88,425円**

12月勤勉手当額 = 196,500円 × 1.00 × 1.125 = **221,062円**

※初年度のみ6月勤勉手当の在職期間別割合が**0.40**ですが、次年度以降も採用される場合は基本的に**1.00**になります。